

## 特殊勤務手当支給実績について

### 【表のみかた】

- ・この表は、県職員(教員、警察官も含みます。)に支給された特殊勤務手当の支給実績をまとめたものです。
- ・手当には「月額」「日額」「その他(時間単位など)」の区別があり、表中「支給単価」はそれぞれの区分ごとの単価となっています。
- ・表中「支給人数」について、1人の職員が2種類以上の手当を受給している場合があるため、合計人数は延べ人数となります。
- ・表中「支給回数」について、支給方法が「月額」は1月分を、「日額」は1日分、「その他」は時間単位などを「1」として数えています。
- ・表中「支給対象職員」欄の所属名等はその当時のものです。

### 【支給額について】

- ・各手当の支給総額については、基本的には日額手当は「支給回数×単価」、月額手当は「支給人数×単価×12(か月)」となりますが、手当によっては単価の割落しや他の手当との調整による支給総額の上限設定があり、また中途の採用、退職等もあるため必ずしも合致しない場合があります。
- ・支給総額(年額)は、千円未満を四捨五入しています。

平成24年度

普通会計

【知事部局等】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センター	県税の賦課及び徴収に関する業務	○			87	18,458	720円	13,290	
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センターの管理職員	県税の賦課及び徴収に関する業務	○			13	2,678	360円	964	
税務特別手当	隠岐支庁及び県民センター	上記の加算(出張して直接住民と接して行う賦課・徴収業務等に從事)	○			81	1,473	400円	589	
税務特別手当	総務部税務課	県税の賦課及び徴収に関する業務のうち直接住民と接して行うもの	○			0	0	400円	0	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める試験研究機関等	試験、研究又は検査のため毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物又は劇物その他人事委員会規則で定める有害物を取り扱う作業	○			135	7,195	420円	3,022	
有害物取扱手当	人事委員会規則で定める公署(試験研究機関等)	毒劇物を含む農薬の散布等の作業その他これに準ずるものとして人事委員会が認める作業	○			16	150	370円	56	

家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農林大学校	種雄牛の精液採取作業、種雄牛の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛を御する作業又は液体窒素を用いて行う種雄牛の精液の保存作業	○			3	76	370円	28
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農林大学校	家畜のふん尿を直接処理する作業	○			11	2,206	320円	706
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農林大学校	牛の削蹄作業	○			8	249	370円	92
家畜飼育作業等従事手当	中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農林大学校	家畜の診療の業務	○			8	621	610円	379
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	家畜の診療、病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の防疫の業務 (上記家畜の診療の業務以外)	○			37	4,897	700円	3,428
家畜保健衛生業務従事手当	獣医師	上記の加算(BSE検査のための死亡牛の脳からの採材作業)	○			9	380	420円	160
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(管理職員)	学生又は訓練生の指導	○			6	72	16,800円	1,203
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(行政職2級以下)	学生又は訓練生の指導に専ら従事	○			0	0	20,400円	0
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(行政職3級)	学生又は訓練生の指導に専ら従事	○			1	12	30,300円	364
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(行政職4級以上)	学生又は訓練生の指導に専ら従事	○			22	264	33,500円	8,415
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(行政職2級以下)	学生又は訓練生の指導(上記以外)	○			0	0	10,200円	0
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(行政職3級)	学生又は訓練生の指導(上記以外)	○			0	0	15,100円	0
訓練指導手当	農林大学校及び高等技術校(行政職4級以上)	学生又は訓練生の指導(上記以外)	○			4	48	16,700円	790
特殊現場作業従事手当	職員	労働安全衛生規則で定める電気作業	○			19	2,257	370円	835
特殊現場作業従事手当	職員	トンネルの坑内でトンネル掘り作業若しくはその監督又は人事委員会規則で定める坑内で調査若しくは作業	○			19	231	560円	129
特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m未満)	○			26	96	370円	36

特殊現場作業従事手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m以上)	○			32	1,010	420円	424
特殊現場作業従事手当	職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業で人事委員会規則で定めるもの	○			77	11,908	370円	4,406
特殊現場作業従事手当	職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業又は地下4メートル以上の深所で行う作業	○			3	10	370円	4
特殊現場作業従事手当	職員	流域下水道の管渠内で維持修繕等の作業若しくはその監督又は採水の作業	○			0	0	420円	0
特殊現場作業従事手当	農業技術センター、中山間地域研究センター、農林大学校、東部農林振興センター松江農業普及部	7月1日から9月30日までの間において、ビニールハウス、ガラス室等の温室内で農作業又は試験研究のための作業に従事	○			18	517	320円	165
特殊現場作業従事手当	隠岐支庁県土整備局隠岐空港管理所、益田県土整備事務所石見空港管理所又は出雲空港管理事務所	空港を管理するため人事委員会規則で定める作業に従事	○			1	5	370円	2
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会が定めるものにおいて巡回監視に従事	○			5	41	480円	20
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち日没時から日出時までに従事	○			8	19	720円	14
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において従事	○			0	0	960円	0
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会が定めるものにおいて応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事	○			0	0	730円	0

公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち日没時から日出時までに従事	○			0	0	1,090円	0
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員	上記のうち人事委員会が著しく危険であると認める区域において従事	○			0	0	1,460円	0
特殊環境施設業務従事手当	宍道湖流域下水道管理事務所	著しく臭気が発生する施設においてその業務に従事	○			3	14	320円	4
特殊自動車等運転手当	人事委員会が認める職員	人事委員会規則で定める特殊自動車又は道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車の運転作業	○			3	11	370円	4
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うものに従事	○			212	6,234	700円	4,364
用地等交渉手当	職員	上記のうち夜間(22:00～翌5:00)に従事	○			2	2	1,050円	2
狂犬病予防作業等従事手当	保健所	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等の規定に基づく作業で人事委員会規則で定めるもの	○			23	739	370円	273
狂犬病予防作業等従事手当	保健所	上記の加算(犬又は猫の引き取り、収容又は殺処分に従事) ※1頭、1匹当たり	○	*		20	869	60円	52
狂犬病予防作業等従事手当	中山間地域研究センター、農林振興センター	著しい危険性を有する動物を取り扱う作業で人事委員会規則で定めるもの	○			8	42	370円	16
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(1類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症)	○			0	0	740円	0
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(2類感染症)	○			26	624	560円	349

防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(3・4類感染症)	○			17	106	370円	39
防疫作業等従事手当	職員	人事委員会規則で定める家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、家畜伝染病にかかっている家畜若しくはその疑いのある家畜の処置の作業又は防疫の作業に従事	○			0	0	370円	0
防疫作業等従事手当	保健所に勤務する保健師	結核患者の家庭を訪問し、結核患者の療養指導に従事	○			21	294	370円	109
環境衛生検査業務従事手当	浜田保健所環境衛生部検査グループ	試験及び検査に従事	○			3	444	960円	426
環境衛生検査業務従事手当	保健環境科学研究所保健科学部細菌グループ	試験、研究及び検査に従事	○			12	2,282	960円	2,191
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、廃棄物対策課、保健所又は保健環境科学研究所	人事委員会規則で定める公害に関する法令の規定に基づく立入検査又は測定業務に従事	○			26	293	320円	94
環境衛生検査業務従事手当	環境政策課、保健所又は保健環境科学研究所	上記の加算(検体の採取)	○			23	126	180円	23
環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課又は保健所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設又は人事委員会規則で定める産業廃棄物の処理施設の立入検査に従事	○			22	333	320円	107
環境衛生検査業務従事手当	廃棄物対策課又は保健所	上記の加算(検体の採取)	○			0	0	180円	0
環境衛生検査業務従事手当	保健所	浄化槽法第53条第2項の規定に基づく立入検査	○			19	81	320円	26
環境衛生検査業務従事手当	保健所	上記の加算(検体の採取)	○			19	79	180円	14
衛生検査業務従事手当	浜田保健所環境衛生部検査グループ又は保健環境科学研究所保健科学部	衛生検査の業務で人事委員会規則で定めるもの	○			16	3,276	1,170円	3,833
衛生検査業務従事手当	保健所又は保健環境科学研究所(上記以外)	衛生検査の業務で人事委員会規則で定めるもの	○			10	126	370円	47
麻薬取締業務従事手当	麻薬取締員である職員	麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項及び第56条第1項に規定する麻薬取締業務に従事	○			0	0	1,590円	0

と畜解体検査業務従事手当	保健所に勤務すると畜検査員	と畜場法第14条に規定する検査業務	○			0	0	420円	0
と畜解体検査業務従事手当	畜産技術センター	と畜場法第3条第1項に規定する獣畜のと殺又は解体の作業	○			0	0	370円	0
精神保健業務手当	障がい福祉課、保健所、心と体の相談センター	精神障害者の診察、看護、相談又は指導	○			33	1,345	420円	565
精神保健業務手当	障がい福祉課、保健所、心と体の相談センター	精神障害者の移送その他これに準ずるものとして人事委員会が認める業務又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく調査若しくは診察の立会	○			35	280	630円	176
放射線取扱業務等従事手当	原子力安全対策課(人事委員会で定める職員以外の職員)	環境放射能の調査研究の業務	○			5	1,079	800円	863
放射線取扱業務等従事手当	原子力安全対策課(人事委員会で定める職員)	環境放射能の調査研究の業務で人事委員会が認めるもの	○			0	0	370円	0
放射線取扱業務等従事手当	保健所、島根あさひ社会復帰促進センター診療所又は産業技術センター(診療放射線技術者)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			4	256	1,340円	343
放射線取扱業務等従事手当	保健所、島根あさひ社会復帰促進センター診療所又は産業技術センター(診療放射線技術者以外)	放射線の照射その他人事委員会が認める業務	○			15	654	370円	242
放射線取扱業務等従事手当	原子力安全対策課	原子力発電所の立入調査	○			0	0	370円	0
機能回復訓練従事手当	保健所に勤務する理学療法士又は作業療法士	機能訓練の業務	○			0	0	420円	0
医師手当	医師又は歯科医師(島根あさひ社会復帰促進センター診療所)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		1	12	90,000円	1,080
医師手当	医師又は歯科医師(人事委員会で定める公署)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		12	143	25,000円	3,538
医師手当	医師又は歯科医師(上記以外の公署)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		8	85	10,000円	850
診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所(医師である職員)	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被收容者と接して行う診療又は看護の業務	○			4	15	2,760円	41

診療所業務従事手当	島根あさひ社会復帰促進センター診療所(看護師である職員)	島根あさひ社会復帰促進センター診療所の被収容者と接して行う診療又は看護の業務	○			0	0	920円	0
福祉業務従事手当	女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センター	福祉に関する指導又は調査の業務	○			84	10,065	600円	6,039
漁業取締手当	漁業監督吏員	漁業取締船に乗り組み、漁業の取締業務に従事	○			7	622	370円	230
冬期海上等作業従事手当	職員又は水産技術センター総合調整部栽培漁業グループの職員	11月1日から翌年の4月30日までの間に海上若しくは人事委員会規則で定める湖沼上において行う調査又は検査の作業(又は種苗生産作業のうち人事委員会が認めるもの)	○			29	246	270円	66
潜水手当	職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事(20メートル以下) ※作業1時間当たり			○*	4	27	780円	21
潜水手当	職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事(20メートル超) ※作業1時間当たり			○*	0	0	1,500円	0
潜水手当	水産練習船、試験船、漁業取締船又は保健船	航行中において船の修理等のため潜水作業に従事したとき	○			1	1	1,500円	2
爆発物検査等従事手当	職員	火薬類が貯蔵されている火薬庫、高圧ガスが貯蔵されている貯蔵所その他の爆発物による爆発のおそれがある場所において、災害調査の業務に従事したとき	○			0	0	750円	0
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗し次に掲げる業務に従事 ①救急業務又は救助業務②教育訓練③災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における災害発生状況の調査等 ※勤務1時間当たり			○*	10	958	1,900円	1,820
航空業務従事手当	職員	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える救助業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務) ※勤務1時間当たり			○*	10	483	570円	276
航空業務従事手当	職員	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して上記の業務に従事)	○			10	594	870円	517

教務手当	農林大学校(本務職員以外の職員)	講師として授業に従事 ※授業1時間当たり			○*	33	2,371	420円	608	
教務手当	消防学校(校長・副校長を除く本務職員)	講師として授業に従事 ※授業1時間当たり			○*	1	388	370円	102	
犬、猫捕獲等作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、保健所、県土整備事務所に勤務する職員	犬の捕獲又は犬若しくは猫の引取り又は収容の作業	○			65	5,734	370円	2,122	
犬、猫捕獲等作業従事手当	隠岐支庁県土整備局、保健所、県土整備事務所に勤務する職員	上記の加算(犬の捕獲及び犬若しくは猫の収容作業に従事したとき) ※1頭、1匹につき			○*	65	4,036	60円	242	
福祉業務従事手当	女性相談センター	福祉に関する指導の業務(対象者等と直接に接して行うもの)	○			1	151	600円	91	
小計						1,571	100,393		71,328	

## 【教育委員会】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
教員特殊業務手当・防災復旧業務	教育職員	非常災害時における防災等業務	○			0	0	6,400円	0	
教員特殊業務手当・甚大非常災害	教育職員	甚大な非常災害時における救援業務	○			0	0	12,800円	0	
教員特殊業務手当・救急業務	教育職員	児童・生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務	○			5	5	6,000円	30	
教員特殊業務手当・補導業務	教育職員	児童・生徒に対する緊急の補導業務	○			0	0	6,000円	0	
教員特殊業務手当・修学旅行等引率	教育職員	修学旅行等の引率業務	○			2,237	6,333	3,400円	21,532	
教員特殊業務手当・対外運動競技泊有	教育職員	対外運動競技等の引率(泊有)	○			1,064	5,820	3,400円	19,788	
教員特殊業務手当・対外運動競技泊無	教育職員	対外運動競技等の引率(泊無)	○			1,225	3,643	3,400円	12,386	
教員特殊業務手当・部活動(4H以上)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			2,447	81,117	2,400円	194,681	
教員特殊業務手当・部活動(2H以上4H未満)	教育職員	休日等部活動の指導業務	○			472	1,773	1,200円	2,128	
昼夜間兼務手当	県立学校の教育職員	昼間・夜間の授業の兼務 ※1時間当たり			○*	10	664	1,130円	750	
面接指導手当	県立学校の教育職員	通信教育の面接指導の業務 ※1時間当たり			○*	103	1,357	1,470円	1,995	
有害物取扱手当・工業等	県立学校の教育職員	毒物等を取扱う業務	○			1	59	420円	25	
有害物取扱手当・農薬	県立学校の教育職員	農薬等を取扱う業務	○			5	121	370円	45	
有害物取扱手当・消毒	県立学校の職員	消毒等に従事する業務	○			1	4	370円	1	
有害物取扱手当・試験等	職員	試験等作業に従事する業務	○			0	0	420円	0	
練習船実習指導手当・教委	県立水産高校の教育職員	県教育委員会の練習船の実習指導業務	○			4	361	2,100円	758	
練習船実習指導手当・学校	県立水産高校の教育職員	県立学校の練習船の実習指導業務	○			10	112	1,600円	179	
特殊自動車運転手当	県立学校の教育職員	特殊自動車を運転する業務	○			36	774	370円	286	
多学年学級担当手当・3以上の学年	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担当する業務(3以上の学年)	○			0	0	350円	0	
多学年学級担当手当・その他	市町村立学校の教職員	多学年で編成されている学級を担当する業務(その他)	○			138	30,246	290円	8,771	
家畜飼育作業従事手当・ふん尿	県立農林高校の教育職員	家畜等の糞尿を処理する等の業務	○			8	1,422	320円	455	

潜水手当・潜水(20m以下)	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業の従事する業務(20m以下) ※1時間当たり			○*	3	57	780円	46
潜水手当・潜水(20m超)	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業の従事する業務(20m超) ※1時間当たり			○*	0	0	1,500円	0
潜水手当・修理等	県立水産高校の教育職員・ 県教育委員会の職員	潜水作業に従事する業務(検査等) ※1回当たり			○*	2	2	1,500円	3
教育業務連絡指導手当	教育職員	主任等の職務に従事した場合	○			1,326	302,258	200円	60,452
温室内作業従事手当	県立学校の教育職員	温室内の作業に従事した場合	○			12	164	320円	52
特殊現場作業従事手当・坑内作業	県教育委員会の職員	坑内での調査、検査等に従事する業務	○			0	0	560円	0
特殊現場作業従事手当・高所作業(20m以上)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(20m以上)	○			0	0	420円	0
特殊現場作業従事手当・高所作業(その他)	職員	高所での建設・測量・調査の作業に従事する業務(その他)	○			1	3	370円	1
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間未満)	県教育委員会の練習船の職員	保冷库内等での作業に従事する業務(1時間未満)	○			0	0	370円	0
特殊現場作業従事手当・低温室内作業従事(1時間以上)	県教育委員会の練習船の職員	保冷库内等での作業に従事する業務(1時間以上)	○			3	200	740円	148
特殊現場作業従事手当・埋蔵文化財発掘作業	県教育委員会の職員	埋蔵文化財の発掘作業に従事した場合	○			8	533	370円	197
用地等交渉手当	職員	人事委員会規則で定める事業の用に供する土地の取得等に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉で土地所有者等と面接して行うもの	○			0	0	700円	0
用地等交渉手当・夜間	職員	上記のうち夜間(22:00～翌5:00)に従事	○			0	0	1,050円	0
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表1級のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		6	43	19,100円	802
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表2級のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		4	28	27,000円	756
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表3級のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		7	49	37,700円	1,847

漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員で海事職給料表4級以上のもの)	漁獲作業に従事した場合		○		5	31	45,300円	1,359	
漁獲手当	県教育委員会の練習船の職員(神海丸に乗り組む職員)	漁獲作業に従事した場合 ※1航海当たり			○*	22	66	総水揚げ額の27%の額の範囲内で職務に応じた額	7,757	
船舶衛生管理業務従事手当	県教育委員会・県立水産高校の練習船の職員	衛生管理に従事した場合	○			1	53	240円	13	
夜間定時制課程勤務手当	夜間定時制県立高校の労務職員	夜間に従事した場合	○			1	181	240円	43	
冬期海上作業従事手当	県立水産高校教育職員	冬期の水産実習指導に従事する場合	○			0	0	270円	0	
小計						9,167	437,479		337,286	

【警察】

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
捜査特別手当	私服勤務員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			691	41,355	560円	18,289	
捜査特別手当	その他の職員	犯罪の予防若しくは捜査に直接従事したとき、又は被疑者の逮捕の作業	○			667	8,133	470円	2,814	
捜査特別手当	少年補導職員	少年の街頭補導活動等の作業	○			40	2,475	320円	500	
犯罪鑑識手当	従事する職員	犯罪現場またはこれに関連する場所における犯罪鑑識の作業	○			101	2,713	560円	1,198	
犯罪鑑識手当	従事する職員	上記以外の場所における犯罪鑑識の作業 ステレオカメラ図化作業	○			99	4,869	290円	1,306	
交通捜査取締手当	交通機動隊の専務員	交通取締用自動二輪車に乗りして行う交通取締りの作業	○			33	1,248	560円	687	
交通捜査取締手当	警察署の専務員	交通取締用自動二輪車に乗りして行う交通取締りの作業	○			20	317	520円	149	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗りして行う交通取締りの作業	○			63	3,971	520円	1,615	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗りして行う交通取締りの作業	○			157	4,151	470円	1,724	
交通捜査取締手当	交通巡視員	停車又は駐車の規則その他の交通指導の作業	○			7	508	280円	90	
交通捜査取締手当	従事する職員	交通特別捜査、事故捜査に従事する職員が交通事故・事件に係る道路上の捜査活動の作業(被疑者の逮捕又は交通事故現場における交通事故処理の作業を含む。)	○			780	24,744	560円	13,729	
交通捜査取締手当	高速道路交通警察隊の専務員	上記作業の従事場所が高速道路の場合の加算額	○			34	829	280円	232	
交通捜査取締手当	警察署員	上記に掲げる作業以外の交通取締りの作業	○			200	5,062	370円	1,331	
看守手当	従事する職員	留置人(被保護者を含む。)の看守又は護送	○			379	13,695	370円	4,711	
爆発物等取扱手当	作業従事者	爆発物又は爆発するおそれのある物の解体、撤去その他の処理作業 ※1回当たり			○※	0	0	5,200円	0	

爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物(サリン(メチルホスホ ノフルオリド酸イソプロピルをいう。 以下同じ。)及びサリン以上の又は サリンに準ずる強い毒性を有する 物質をいう。)又はその疑いのある 物質が発散又は漏洩している状況 下で、その現場において行う救助 活動若しくは被疑者の逮捕、捜 索、差押え、検証等の捜査活動又 は特殊物質の処理作業	○			0	0	4,600円	0
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物質が発散又は漏洩し ている状況下で、その現場に隣接 し、特殊危険物質等による被害の 危険がある区域内において行う被 疑者の逮捕、捜索、差押え、検証 等の捜査活動又は避難誘導等の 作業、及び処理作業	○			0	0	2,600円	0
爆発物等取扱手当	作業従事者	特殊危険物による被害の危険が あると認められる区域内において 行う作業	○			0	0	370円	0
警備船出動手当	作業従事者	荒天下において警備船等により込 んでの、密入国者の取締警戒等 の作業	○			0	0	370円	0
死体取扱手当	検視官等	解剖の立会いの作業(重度の死 体) ※1体当たり			○※	109	217	3,200円	694
死体取扱手当	検視官等	解剖の立会いの作業(軽度の死 体) ※1体当たり			○※	135	282	2,500円	705
死体取扱手当	検視官等・作業従事者	検視、検証又は実況検分のため の死体取扱作業(重度の死体) ※1体当たり			○※	3	96	3,200円	307
死体取扱手当	検視官等・作業従事者	検視、検証又は実況検分のため の死体取扱作業(軽度の死体) ※1体当たり			○※	3	376	2,500円	940
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況検分のため の死体取扱作業(重度の死体) ※1体当たり			○※	366	1,110	3,200円	3,552
死体取扱手当	作業従事者	検視、検証又は実況検分のため の死体取扱作業(軽度の死体) ※1体当たり			○※	677	5,812	1,100円	6,393
警ら手当	従事する職員	警ら作業	○			1,000	72,616	370円	23,451

夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務(深夜における勤務時間が2時間以上である場合) ※勤務1回当たり			※ ○	747	39,326	730円	28,708	
夜間特殊業務手当	深夜勤務従事者	正規の勤務時間の一部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務(深夜における勤務時間が2時間未満である場合) ※勤務1回当たり			※ ○	177	1,780	410円	730	
救難作業等手当	作業従事者	異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う救難捜索、災害警備、通信施設の臨時措置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で、人事委員会が認めるもの	○			0	0	840円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記のうち著しく危険な作業で人事委員会が認めるもの	○			0	0	1,680円	0	
救難作業等手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、人事委員会規則で定めるもの	○			0	0	840円	0	
救難作業等手当	作業従事者	東日本大震災に係る捜索、災害警備等の作業に引き続き5日以上従事	○			0	0	1,680円	0	
救難作業等手当	作業従事者	東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)敷地内の免震重要棟外のうち、原子炉建屋内における作業	○			0	0	40,000円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟外における作業	○			0	0	20,000円	0	改正により廃止(～H24.7.12)
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟外のうち故障設備等の現場の確認作業	○			0	0	20,000円	0	新設(H24.7.13～)
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟外のうち上記以外の作業	○			0	0	13,300円	0	新設(H24.7.13～)
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟内における作業	○			0	0	5,000円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発敷地内の免震重要棟内における作業	○			0	0	3,300円	0	上記の支給単価の改正 5,000円→3,300円(H24.7.13～)

救難作業等手当	作業従事者	原発から半径3km圏内の屋外作業	○			39	332	20,000円	6,608	改正により廃止（～H24.7.12）
救難作業等手当	作業従事者	原発帰還困難区域の屋外作業	○			0	0	6,600円	0	新設（H24.7.13～）
救難作業等手当	作業従事者	原発帰還困難区域の屋内作業	○			0	0	1,330円	0	新設（H24.7.13～）
救難作業等手当	作業従事者	原発居住制限区域の屋外作業	○			0	0	3,300円	0	新設（H24.7.13～）
救難作業等手当	作業従事者	原発居住制限区域の屋内作業	○			0	0	660円	0	新設（H24.7.13～）
救難作業等手当	作業従事者	原発警戒区域の屋外作業	○			0	0	10,000円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発警戒区域の屋外作業	○			36	656	6,600円	4,330	上記の支給単価の改正 10,000円→6,600円（H24.7.13～）
救難作業等手当	作業従事者	原発警戒区域の屋内作業	○			0	0	2,000円	0	
救難作業等手当	作業従事者	原発警戒区域の屋内作業	○			0	0	1,330円	0	上記の支給単価の改正 2,000円→1,330円（H24.7.13～）
救難作業等手当	作業従事者	原発計画的避難区域の屋外作業	○			23	330	5,000円	1,650	
救難作業等手当	作業従事者	原発計画的避難区域の屋内作業	○			0	0	1,000円	0	
運転免許技能試験手当	運転免許試験官	道路において行う運転免許技能試験	○			11	251	370円	56	
潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業（潜水深度20m以下） ※1時間当たり	○		※	11	20	780円	16	
潜水手当	作業従事者	潜水器具を着用して潜水作業（潜水深度20m超） ※1時間当たり	○		※	0	0	1,500円	0	
航空手当	操縦士	職員が航空機に搭乗しての操縦業務 ※1時間当たり	○		※	4	804	5,100円	2,320	
航空手当	整備士	職員が航空機に搭乗しての整備業務 ※1時間当たり	○		※	6	1,370	2,200円	970	
航空手当	搭乗者	職員が航空機に搭乗しての捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧、警備、交通の取締りその他の警察活動 ※1時間当たり	○		※	44	758	1,900円	76	

航空手当	操縦士 整備士 搭乗者	上記の加算(海上における飛行距離が100キロメートルを超える救助業務、夜間における業務、回転翼航空機による高度100メートル以下の低空を30分以上飛行して行う海上における救助業務、ホバリングをして行う吊り上げ救助業務その他人事委員会がこれらに準ずると認める業務) ※1時間当たり			※ ○	10	752	1時間につき上記の額に30/100加算	28
航空手当	搭乗者	上記の加算(飛行中の回転翼航空機から降下して上記の業務に従事)	○			0	0	870円	0
警衛警護等手当	側近警衛員	天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王の側近警衛	○			0	0	1,150円	0
警衛警護等手当	側近警衛員 身辺警護員	上記以外の皇族の側近警衛 内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護	○			10	55	640円	35
警衛警護等手当	作業従事者	核物質を輸送する車両を先導し、又はこれに追従して行う当該車両の警備	○			0	0	640円	0
呼出手当 (地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例第22条の規定に基づく加算)	作業従事者	捜査特別、犯罪鑑識、交通捜査、爆発物等取扱、銃器犯罪捜査従事手当の支給される作業で正規の勤務時間以外の時間において勤務時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特例の事情の下で行われる作業 ※1回当たり			※ ○	438	1,544	1,240円	1,915
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	銃器が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業	○			0	0	1,640円	0
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	銃器を所持する犯人の逮捕の作業	○			0	0	1,100円	0
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で人事委員会規則で定めるもの	○			0	0	1,100円	0

銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器を所持する犯人の逮捕の作業に付随して行われる警戒配置で人事委員会が認める作業	○			0	0	820円	0	
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴い暴力団事務所等の直近に配置され行われる警戒	○			0	0	820円	0	
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で保護対象者の身辺警戒体制又は身辺警戒体制に相当すると人事委員会が認める作業	○			3	4	820円	3	新設(H24.4.1)
銃器犯罪捜査従事手当	作業従事者	上記に掲げるもののほか、銃器が使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で保護対象者の固定警戒体制又は固定警戒体制に相当すると人事委員会が認める作業	○			12	14	820円	11	新設(H24.4.1)
小計						7,135	242,575		131,873	
普通会計合計						17,873	780,447		540,487	

公営事業会計(県立病院・企業局)

特殊勤務手当の種類	支給対象職員	支給対象業務	支給方法			支給人数 (人)	支給回数 (回)	支給単価 (円)、(%)	支給総額(年額) (千円)	備考(見直し状況等)
			日額	月額	その他					
有害物取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する薬剤師	薬事法施行規則第204条に規定する毒薬又は劇薬を使用し調製作業に従事	○			20	1,236	370円	457	
特殊現場作業従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	労働安全衛生規則の規定による残留電荷の放電作業、高圧活線近接作業、特別高圧活線近接作業又は低圧活線近接作業に従事	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m未満)	○			0	0	370円	0	
特殊現場作業従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建設、測量、調査等の作業(20m以上)	○			0	0	420円	0	
特殊自動車等運転手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車若しくは道路交通法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車、大型自動車又は中型自動車の運転業務に従事	○			0	0	370円	0	
防疫作業等従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下この手当において「感染症法」という。)第6条第2項、第7項及び第9項に規定する感染症並びに同条第8項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(1類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症)	○			1	1	740円	1	
防疫作業等従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	感染症法第6条第3項に規定する感染症並びに同条第8項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(2類感染症)	○			35	165	560円	92	

防疫作業等従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	感染症法第6条第4項及び第5項に規定する感染症並びに同条第8項に規定する感染症のうちこれらに相当する感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の作業又は防疫の作業に従事(3・4類感染症)	○			0	0	370円	0
死体取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	死体の解剖等の業務	○			4	41	2,500円	103
死体取扱手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	死体の搬送作業	○			0	0	620円	0
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	精神障害者の診察、看護、相談若しくは指導又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下この手当において「法」という。)の規定に基づく調査若しくは診察の立会い	○			37	6,717	420円	2,821
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する職員	精神障害者の移送若しくは法第33条の規定に基づく医療保護入院又は法第33条の4の規定に基づく応急入院のために直接入院させる業務	○			4	4	630円	3
精神保健業務手当	中央病院又はこころの医療センター(看護師又は准看護師の資格を有する職員)	精神障害者の看護	○			124	25,871	590円	15,264
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師の資格を有する職員	看護等の業務 (深夜における勤務時間が3時間30分以上である勤務)	○			587	26,819	3,700円	99,230
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師の資格を有する職員	看護等の業務 (深夜における勤務時間が2時間以上3時間30分未満である勤務)	○			644	30,096	3,300円	99,317
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師の資格を有する職員	看護等の業務 (深夜における勤務時間が2時間未満である勤務)	○			0	0	2,000円	0
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師	上記の加算(勤務の交代に伴う事情について特別の考慮を必要とするもの) (通勤距離が片道2km以上5km未満)	○			0	0	380円	0

夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師	上記の加算(勤務の交代に伴う事情について特別の考慮を必要とするもの) (通勤距離が片道5km以上10km未満)	○			0	0	760円	0
夜間特殊業務手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師、准看護師、助産師、薬剤師又は診療放射線技師	上記の加算(勤務の交代に伴う事情について特別の考慮を必要とするもの) (通勤距離が片道10km以上)	○			0	0	1,140円	0
放射線取扱業務等従事手当	中央病院又はこころの医療センター(診療放射線技術者である職員を除く)	放射線の照射の補助業務又は放射性医薬品を使用して行う検査業務	○			200	7,114	370円	2,632
機能回復訓練従事手当	中央病院に勤務し、理学療法士又は作業療法士の補助業務に専ら従事する職員	理学療法士又は作業療法士の補助業務		○		1	12	11,100円	129
医師手当	中央病院又はこころの医療センター(医師または歯科医師)	医療又は保健衛生に関する調査若しくは指導の業務		○		127	1,421	35,000 ~ 150,000円	55,887
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師または歯科医師)	勤務時間外において救急業務に従事 ※勤務1時間当たり			○※	87	5,682	980円	5,568
病院業務従事手当	管理者が定める救急外来患者を直接入院させる業務を行う医師(内科総合待機医業務)	勤務時間外において救急業務に従事 ※1件当たり			○※	18	313	5,000円	1,565
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(医師または歯科医師以外)	勤務時間外において救急業務に従事 ※勤務1時間当たり			○※	131	4,573	610円	2,790
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センター(技能労務職員)	病棟(中央病院においては精神神経病棟に限る。)内においてその維持管理の業務に1時間以上従事	○			0	0	200円	0
病院業務従事手当	救命救急センターの当直勤務を行う医師の資格を有する職員	救急外来の患者を直接入院させる業務に従事 ※1件当たり			○※	7	12	5,000円	60
病院業務従事手当	総合周産期母子医療センターの当直勤務を行う医師又は麻酔科医	救急の分娩業務に従事したとき ※1件当たり			○※	19	567	5,000円	2,835
病院業務従事手当	総合周産期母子医療センターの当直勤務を行う医師又は麻酔科医	救急の分娩業務に従事したとき(診療報酬にハイリスク分娩管理加算を算定した場合における産婦人科医) ※1件当たり			○※	8	116	10,000円	1,160

病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する医師	県が実施する代診医派遣制度に基づき、へき地診療所等で勤務したとき	○			9	67	20,000円	1,340
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師長	外来又は病棟の運営管理等の業務に従事		○		21	250	8,000円	1,971
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する副看護師長	外来又は病棟の運営管理等の業務に従事		○		43	516	5,000円	2,566
病院業務従事手当	管理職手当を支給される職員(医療職給料表(1)適用職員)	正規の勤務時間外緊急・臨時業務に従事 ※勤務1時間当たり			○*	16	4,048	5,000円	20,240
病院業務従事手当	管理職手当を支給される職員(医療職給料表(2)又は(3)適用職員)	正規の勤務時間外緊急・臨時業務に従事 ※勤務1時間当たり			○*	16	3,593	3,300円	11,857
病院業務従事手当	看護師又は薬剤師等	認定看護師、認定薬剤師等の業務に従事		○		109	1,093	1業務につき5,000円又は1,000円	3,554
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する医師	救急医療用ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事 ※1件当たり			○*	16	756	5,000円	3,780
病院業務従事手当	中央病院又はこころの医療センターに勤務する看護師又は助産師	救急医療用ヘリコプターに搭乗し、救急業務に従事 ※1件当たり			○*	9	726	3,000円	2,178
航空業務従事手当	職員	航空機に搭乗し救急業務に従事 ※勤務1時間当たり			○*	5	10	1,900円	19
航空業務従事手当	職員	上記の加算(夜間における業務) ※勤務1時間当たり			○*	5	6	570円	3
浄化槽管理業務従事手当	職員	し尿浄化槽の維持管理の業務に1時間以上従事	○			0	0	320円	0
特殊現場作業従事手当	企業職員	次に該当する作業に従事①電気作業②導水管内作業③高所作業④道路上作業⑤高速回転機器維持修繕作業⑥深所作業⑦浄水設備洗浄作業⑧酸素欠乏危険箇所作業⑨内部点検・清掃作業⑩発電所送電線巡視点検作業⑪ダム放流等作業⑫流木除去等作業⑬施設復旧作業	○			40	1,048	740円	776
水質検査業務従事手当	管理事務所	水道法施行規則の検査業務において、毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して水質の検査の業務に従事	○			5	395	420円	166
用地等交渉手当	企業職員	用地交渉の業務	○			0	0	700円	0

用地等交渉手当	企業職員	上記の加算(業務の一部が18:00 ~翌8:00に行われた場合)	○			0	0	280円	0
夜間特殊業務手当	企業職員	正規の勤務時間による勤務の一 部又は全部が深夜において行わ れる業務に従事	○			22	1,528	980円	1,497
公営企業会計合計						2,370	124,796		339,861

総合計						20,243	905,243		880,348
-----	--	--	--	--	--	--------	---------	--	---------

(人)

(回)

(千円)